

(問) 当社は有価証券報告書において指定国際会計基準（IFRS）を任意適用することを検討しています。当社は、すでにアニュアル・レポートにおいて IFRS を採用しており、IFRS の初度適用の規定は適用済です。このような場合、有価証券報告書においては、初度適用の規定が適用されないと考えていますが、それで差し支えないでしょうか。

(答) 連結財務諸表規則や開示府令（以下「規則等」という。）においては、指定国際会計基準（IFRS）による連結財務諸表の作成に際し、規則等に特に定めのない事項については、IFRS にしたがって作成されることとなります。

規則等においては、IFRS の初度適用については、特に規定されていません。したがって、初度適用は IFRS の定めにより行われるものであり、アニュアル・レポートにより、既に初度適用の規定が適用されていれば、その後、初めて IFRS による連結財務諸表を記載した有価証券報告書を提出する際には、初度適用の規定は適用されないこととなります。

この場合には、当該有価証券報告書に、アニュアル・レポートにおいて既に初度適用の規定が適用されていることを明示することが必要と考えられます。

この取扱いは、金融商品取引法上の企業内容開示制度の意義を踏まえ、将来の法定開示の基礎となる数値を確実なものにするという観点から、アニュアル・レポートに記載された IFRS による連結財務諸表が、我が国の監査人による我が国の監査基準に基づいた監査証明（それに相当する者によるそれに相当する証明を含む。）を受けていることが前提となります。

また、アニュアル・レポートは、事業年度終了後、合理的な時期には公表されていることが必要と考えられます。